

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年11月 9日制定
令和 5年 3月10日改正
柏市農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）が平成28年4月1日に施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が最重要の必須事務として明確に位置づけられた。

柏市では、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農業従事者の高齢化及び担い手の不足や離農等による遊休農地の発生並びに拡大が懸念されており、その発生防止、解消に努めていく一方、利根川の調節池や手賀沼流域に広がる良好な稲作を中心とする土地利用型農業が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上の背景を踏まえ、地域の強みを活かしつつ、都市化の進む本市においても持続可能な農業を推進していくため、法第7条第1項の規定に基づく指針として、農業委員並びに農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、継続的に農地等の利用の最適化を一体的に取り組んでいくための具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定めるものとする。

なお、本指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する柏市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員並びに推進委員の改選期である3年毎に検証、見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止及び解消

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B / A)
現状 令和4年4月	2,560ha	52.4ha	2.0%
3年後の目標 令和7年3月	2,560ha	32.4ha	1.2%

(2) 遊休農地の発生防止及び解消の具体的な方法

① 農地の利用状況調査並びに利用意向調査の実施

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査並びに農地の利用意向調査（例年8月頃実施）と共に、農業委員会事務局から提供された地図を元に、利用状況調査実施時期以外にも農地パトロールを毎月一定回数以上行い、違反転用の発生防止・早期発見等を行う。

② 戸別訪問による遊休農地の発生防止

各地区の農業委員と農地利用最適化推進委員が農業委員会事務局からの情報などを参考に年間を通して戸別訪問を行い、遊休農地の発生防止に向けた啓発活動を行うと共に、相談業務を行う中で、現状把握を行い、具体的な案件について

の発生防止に努める。また、後継者がいないことが確認できた農業者の農地の所在等を確認し、新規就農や農地の拡大を希望している農家とのマッチングを行う。

③ 利用権設定等の促進

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等による農地の貸借（利用権設定等促進事業）を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地の利用関係の調整を行う。

（３） 遊休農地の発生防止及び解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 担い手への農地利用の集積・集約化

（１） 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面 積 (B)	集積率 (B / A)
現状 令和4年4月	2,560ha	798ha	31.1%
目標 令和7年3月	2,560ha	1,288ha	50.3%

（２） 担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な方法

① 利用権設定等の促進

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を周知することで農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

② 農地の利用調整

農家の意向を踏まえ、農地中間管理事業の活用を検討すると共に、農業者に対して当該事業の周知を進める。

③ 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 新規参入の促進

（1）新規参入の促進目標

	新規参入経営体数
現 状 (令和4年4月)	10経営体 (令和元～令和3年度)
3年後目標 (令和7年3月)	10経営体 (令和3～5年度)

【目標設定の考え方】

令和元年度から令和3年度末までの新規参入が10経営体であったことから、令和4年度から令和6年度までに10経営体の新規参入を目標とする。

（2）新規参入の促進に向けた具体的な方法

① 関係機関と連携したサポート

千葉県や農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入並びに経営相談、農地斡旋等、必要に応じたサポートを行う。

② 里親農家によるスタートアップ支援

協力農家が里親となって参入希望者を一定期間受け入れ、耕作技術等の指導を行うことで、新規就農の負担を軽減する。

③ 農業委員等によるフォローアップ

農業委員及び推進委員は、新規参入支援を目的とした貸付意向の聴き取りを行い、新規参入希望者に紹介するなど、農地のあっせんや、新規参入経営体の定着を図るため、参入後の相談に応じる等、適宜フォローアップに努める。

④ 企業参入の促進

農業に継続的に取り組み、信頼性が高く、地元根付いた経営展開が期待できる法人の農業参入を積極的に促進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。